

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当分の翌日を除く)

## ◇人委規則

### 目 次

- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

## 人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

## 鳥取県人事委員会規則第十九号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「ろう学校」を「<sup>ま</sup>聾学校」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に、「教護並びに」を「教護、」に改め、講師の下に「、鳥取看護専門学校の主任（教務の職務を行う者に限る。）及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の部長、主任（教務の職務を行う者に限る。）及び講師」を加え、同項第三号及び同条第二項第二号中「体育係長」を「学校体育係長、社会体育係長」に改める。

第四条第一項第一号、同条第二項第一号及び同条第三項第一号中「中央病院及び厚生病院」を「病院」に改め、同条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

### 附 則

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

## 鳥取県人事委員会規則第二十号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の四の表の二等級の項に次の一号を加える。

六 鳥取看護専門学校(主任若しくは講師又は倉吉総合看護専門学校の部長、主任若しくは講師の職務)

附 則

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十一号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の地方機関の項中病院の項の次に倉吉総合看護専門学校の項として次のように加える。

倉吉総合看護専門学校

次 長

別表第一の教育委員会事務局及び教育機関の教育委員会事務局の項中武道館の項を削り、同表の教育委員会事務局及び教育機関の教育機関の項中青年の家の項の次に少年自然の家として次のように加える。

少年自然の家

所、長 次 長 係 長

別表第三の知事の事務部局の項中保育専門学院の項の次に鳥取看護専門学校の項及び倉吉総合看護専門学校の項として次のように加える。

鳥取看護専門学校	主任 講師
倉吉総合看護専門学校	部長 主任 講師

別表第八の知事の事務部局の項中高等看護学院の項を削る。

附 則

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十二号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

別表の知事の事務部局の地方機関の項中病院の項の次に倉吉総合看護専門学校の項として次のように加える。

倉吉総合看護専門学校
次 長
三 種

別表の教育委員会事務局及び教育機関の教育機関の項中青年の家の項の次に少年自然の家の項として次のように加える。

少年自然の家
所 長
三 種

附 則

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十三号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表中

西伯郡中山町羽田井一〇七一番地	上中山小学校萩原分
西伯郡中山町羽田井一〇七二番地	上中山小学校萩原季
西伯郡中山町羽田井一七〇一番地	中山小学校萩原分校
西伯郡中山町羽田井一七〇二番地	中山小学校萩原季節間

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十四号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

附 則

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中

高 等 看 護 学 院

院 長

鳥取看護専門学校

校 長

倉吉総合看護専門学校

校 長 次 長

を

に改め、同表の教育委員会の事務部局等の教育委員会事務局

の項中武道館の項を削り、同表の教育委員会の事務部局等の教育機関の項中青年の家の項の次に少年自然の家の項として次のように加える。

少年自然の家 所長

別表の人事委員会事務局の項中「次長 課長」を「次長 参事 課長 主幹」に改め、同表の備考の10中「及び武道館」を削る。

附 則

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】